

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	S47.10.13	地方公営企業法の適用・非適用	□適用 ■非適用
団体名	鶴岡市	職員数（H22.4.1現在）	23
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	277円（H21年度）	財政力指数	0.452（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（H21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	93.4（H21年度）	実質公債費比率（%）	17.5（H22年度）
		将来負担比率（%）	143.8（H21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし	
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：鶴岡市 藤島町 羽黒町 櫛引町 朝日村 温海町〕	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	鶴岡市公共下水道事業公営企業健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	鶴岡市長 榎本政規
既存計画との関係	
公表の方法等	市のホームページに掲載、市議会の会派代表者会議を通して説明
基本方針	市の財政状況や社会情勢から建設事業費は縮小傾向にあるが、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図る上で重要な社会資本であるため、事業を継続する。 使用料収入は未だ充分とはいえず、資本費の回収率が低いため、整備後の普及促進、段階的な料金改定を行う。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,015,070.9	700,331.5	721,684.2	2,437,086.6
	補償金免除額	213,677.1	148,768.6	243,106.1	605,551.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	1,015,070.9	700,331.5	721,684.2	2,437,086.6
合 計 (A)					
一般（再掲） （再掲） ※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一般（再掲） （再掲） ※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一般（再掲） （再掲） ※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容														
財務上の特徴	<p>市町村合併により東北で一番面積の大きい市となったが、広い面積の中で集落が点在し、効率的な維持管理を行っていくうえでネックとなる。</p> <p>建設改良工事についても農村地域や山間地域などに集落が点在するため、広い面積を一体的に整備できる大都市部に比べると費用がかさむ傾向にある。</p> <p>旧市町村で事業を行っている時期がまちまちであり、事業年度も長期にわたっているため供用開始年度が古く、今後機能強化を行う必要な施設がある一方、新たに建設工事を行う計画の地区もある。</p> <p>今後高齢化や人口減少が想定され、農村地域や山間地域などについては特に心配される。</p> <p>使用料の段階ごとの累進度が大きいため、使用料収入に占める事業者などの大口使用者からの料金収入の割合が比較的高く、事業者の景気に左右されやすい。</p>														
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>使用料単価・料金算定方法の統一</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旧市町村間で不均一であった使用料体系を統一するうえで、料金算定方法も統一し負担の公平化を進めながら、使用料の適正化を図っていく。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>地方公営企業法の適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入することで、財政基盤の強化と透明性の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	使用料単価・料金算定方法の統一	旧市町村間で不均一であった使用料体系を統一するうえで、料金算定方法も統一し負担の公平化を進めながら、使用料の適正化を図っていく。		課 題 ②	地方公営企業法の適用	地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入することで、財政基盤の強化と透明性の確保を図る。		課 題 ③		課 題 ④		課 題 ⑤	
課 題 ①	使用料単価・料金算定方法の統一														
旧市町村間で不均一であった使用料体系を統一するうえで、料金算定方法も統一し負担の公平化を進めながら、使用料の適正化を図っていく。															
課 題 ②	地方公営企業法の適用														
地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入することで、財政基盤の強化と透明性の確保を図る。															
課 題 ③															
課 題 ④															
課 題 ⑤															
留 意 事 項															

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	平成27年度 (計画第6年度)	
地方財政法による資金不足の比率(%) (再掲)												
料金回収率※ (%)	63.1	77.0	81.0	82.0	82.0	79.0 79.3	79.0 78.8	78.0 66.3	76.0 91.0	89.0 90.5	78.0 87.0	
資本費 (円又は%)	317	322	312	314	277	234 232	270 235	266 228	267 309	249 311	286 311	
総収支比率(法適用) (%)												
経常収支比率(法適用) (%)												
営業収支比率(法適用) (%)												
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)												
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	75.4	78.1	60.4	76.8	78.4	74.5 79.9	76.0 79.9	68.7 71.9	87.4 87.9	85.8 88.3	89.0 88.4	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	38.1	41.0	39.9	39.2	37.2	36.3 34.5	35.3 34.1	33.1 40.9	39.1 41.4	41.8 42.0	39.4 35.6
	うち基準内繰入金 (%)	26.5	38.9	37.4	36.9	35.2	35.9 34.5	33.5 34.1	32.8 40.9	39.0 41.4	34.1 42.0	39.4 35.6
	うち基準外繰入金 (%)	11.6	2.2	2.5	2.3	2.0	0.0	1.7 0.0	0.2 0.0	0.1 0.0	7.7 0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	31.6	22.1	14.1	20.3	18.9	43.1 28.0	28.2 31.4	33.8 12.8	17.9 16.9	12.2 17.0	14.1 18.8
	うち基準内繰入金 (%)	15.6	17.1	11.6	16.2	15.2	13.9 12.5	10.6 12.3	15.3 8.4	17.4 11.3	12.1 11.6	14.1
	うち基準外繰入金 (%)	16.0	5.0	2.5	4.1	3.7	29.2 15.5	17.6 19.1	18.5 4.4	0.5 5.6	0.1 5.4	0.0 4.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100(病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金算定にあたっては、整備途中の段階では維持管理費を回収することを目標とし、整備完了までには資本費算入率100%を最終目標としているが、当面の目標値を50%としている。H17年10月に合併した1市4町1村の料金算定の考え方は同一でなく、小規模な事業を主体としているところは維持管理費を回収できていないため、今後の改定は使用料の統一と、維持管理費回収率100%、資本費回収率50%を目標とするものである。 料金の算定方法は、対象期間を通常おおむね4年とし、各年度の維持管理費と資本費のうち基準内繰入金を控除した額を対象経費として試算し、整備による料金収入の推移と設定算入率から不足額を算出して改定必要額としている。
2 他会計繰入金の見込み	平成21年度で公共下水道事業に対する高資本費対策経費が終了したが、分流式下水道に要する経費の繰入額が増えることとなる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	大口需要者の業績悪化に伴う使用水量の大幅減

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	平成27年度 (計画第6年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)												
料金回収率※ (%)	63.1	77.0	81.0	82.0	82.0	79.0 79.3	79.0 78.8	78.0 66.3	76.0 91.0	89.0 90.5	78.0 87.0	
資本費 (円又は%)	317	322	312	314	277	234 232	270 235	266 228	267 309	249 311	286 311	
総収支比率(法適用) (%)												
経常収支比率(法適用) (%)												
営業収支比率(法適用) (%)												
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)												
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	75.4	78.1	60.4	76.8	78.4	74.5 79.9	76.0 79.9	68.7 71.9	87.4 87.9	85.8 88.3	89.0 88.4	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	38.1	41.0	39.9	39.2	37.2	36.3 34.5	35.3 34.1	33.1 40.9	39.1 41.4	41.8 42.0	39.4 35.6
	うち基準内繰入金 (%)	26.5	38.9	37.4	36.9	35.2	35.9 34.5	33.5 34.1	32.8 40.9	39.0 41.4	34.1 42.0	39.4 35.6
	うち基準外繰入金 (%)	11.6	2.2	2.5	2.3	2.0	0.0	1.7 0.0	0.2 0.0	0.1 0.0	7.7 0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	31.6	22.1	14.1	20.3	18.9	43.1 28.0	28.2 31.4	33.8 12.8	17.9 16.9	12.2 17.0	14.1 18.8
	うち基準内繰入金 (%)	15.6	17.1	11.6	16.2	15.2	13.9 12.5	10.6 12.3	15.3 8.4	17.4 11.3	12.1 11.6	14.1
	うち基準外繰入金 (%)	16.0	5.0	2.5	4.1	3.7	29.2 15.5	17.6 19.1	18.5 4.4	0.5 5.6	0.1 5.4	0.0 4.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金算定にあたっては、整備途中の段階では維持管理費を回収することを目標とし、整備完了までには資本費算入率100%を最終目標としているが、当面の目標値を50%としている。H17年10月に合併した1市4町1村の料金算定の考え方は同一でなく、小規模な事業を主体としているところは維持管理費を回収できていないため、今後の改定は使用料の統一と、維持管理費回収率100%、資本費回収率50%を目標とするものである。 料金の算定方法は、対象期間を通常おおむね4年とし、各年度の維持管理費と資本費のうち基準内繰入金を控除した額を対象経費として試算し、整備による料金収入の推移と設定算入率から不足額を算出して改定必要額としている。
2 他会計繰入金の見込み	平成21年度で公共下水道事業に対する高資本費対策経費が終了したが、分流式下水道に要する経費の繰入額が増えることとなる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	大口需要者の業績悪化に伴う使用水量の大幅減

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		
◇ 福利厚生事業のあり方		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	旧市町村間で不均一であった使用料体系を統一するうえで、料金算定方法も統一し、負担の公平化を進めながら、使用料の適正化を図っていく。H20年度・H22年度・H24年度と段階的に改正をし、H20年度は維持管理費100%を目標とし藤島地区・羽黒地区・朝日地区を主に、H22年度とH24年度は鶴岡地区以外の地区で使用料改定し、使用料の統一をはかる予定であったが、不況などによる景気の落ち込みによりH22年度とH24年度の使用料改定をそれぞれ先延ばしすることとなり、H23年度に3回目の改定を行い、H24.5より施行した。なお、3回目の改定については、大口需要者の業績の大幅な悪化、消費税率の引き上げ等が地域経済に及ぼす影響を考慮し、平成28年度の改定を計画している。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		市全体としての給与および定員管理の状況については、年1回市広報で公表。
○ 行政評価の導入		
4 その他		継続して事業を行うことで面整備を進め、また普及専門員（嘱託職員）による未接続世帯への戸別訪問活動により、接続戸数の増をはかることで有収水量を増やし使用料の増収をはかる。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料体系の統一および料金算定の考え方の統一を進め、使用料の適正化を図り、資本費へ算入できる割合を増やすようにする。
4 その他	平成27年4月より地方公営企業法を全部適用し、企業会計方式を導入することにより、財政基盤の強化を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計					
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	(延長計画6年度)						
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	97,743	97,943	98,795	99,597	100,509	100,908			99,850	101,769	99,521	102,451	98,976	102,524	102,552		
		A 増減		200	842	912	399	3,165			-1,058	851	-329	692	-545	73		28	-1,904
		水洗便所設置済人口(人)	83,410	83,933	84,867	85,753	86,703	87,340			89,721	88,011	89,893	88,713	89,794	89,096	89,295		
		B 増減		523	934	886	950	637	3,930		2,381	671	172	792	-99	283	199		2,653
	水洗化率(%)	C 増減	85.3	85.7	85.9	86.1	86.3	86.6			89.9	86.5	90.3	86.6	90.7	86.9	87.1		
			0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.3	1.3		3.3	-0.4	0.4	0.1	0.4	0.3	0.2		4.3
	②	有収水量(m ³)	11,017,377	11,053,574	11,151,439	11,265,826	11,369,329	11,459,202			11,151,230	11,097,269	10,679,009	11,148,667	10,092,865	11,167,361	10,726,008	11,282,544	
		D 増減	36,197	97,865	114,387	103,503	89,873	441,825			-307,972	-361,912	-472,221	51,398	-586,144	8,694	633,143	126,192	-1,241,164
	③	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	218	218	219	219	222	222			225	222	224	224	215	224	229	224	
		E 増減	0	0	0	0	0	0	4		3	0	2	0	-9	0	14	0	7
	④	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0			99.3	99.0	99.4	99.0	90.2	99.0	99.4	99.4	
		F 増減	0.0	0.0	0.0	-1.6	2.2	2.2	2.2		2.8	2.8	-2.8	-2.3	0.0	-0.5	1.6	0.0	1.6
	⑤	③の増減	99.2	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0			99.3	99.0	99.4	99.0	90.2	99.0	99.4	99.4	
		G 増減	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2		0.3	0.0	0.1	0.0	-9.2	0.0	9.2	0.4	-8.4
⑥	④の増減									0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H 増減									0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	管理運営費(千円)	5,262,231	5,719,894	6,639,269	5,203,680	4,851,811	4,860,596			5,525,201	5,824,122	4,507,782	4,873,549	4,373,271	4,899,423	4,560,583	4,528,639		
	I 増減	457,663	919,375	-1,435,689	-351,869	8,785	-401,635			664,605	962,526	-1,017,419	-950,573	-134,511	25,874	187,312	-360,784	-848,109	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	54	58	67	52	48	48			55	57	45	48	44	48	45	44		
	J 増減	5	9	-15	-4	-4	-6			7	0	-10	-10	-1	0	0	-4	-8	
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	282	332	422	300	280	282			287	338	295	246	242	248	292	258		
	K 増減	50	90	-122	-20	-2	0			5	53	8	-93	-53	2	50	10	-30	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	87	97	96	95	85	95			86	92	86	92	91	91	86	83			
L 増減	10	-1	-1	0	0	0			8	-9	-3	0	0	5	-1	-5	-12		
⑥	⑤の増減									0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	M 増減									0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	使用料回収率(%) (E/K×100)	77.0	66.0	52.0	73.0	79.0	79.0			78.0	66.9	76.0	91.0	89.0	99.0	78.0	87.0		
	累積欠損率(%) (実績値)	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0		
経営の効率化	企業債現行高(百万円)	49,643	48,456	47,359	46,263	45,148	43,883			39,391	41,368	37,832	39,794	36,820	38,125	36,406			
	延長計画の目標値																		
当初計画に計上した施策に係る改善効果	使用料収入	2,403,839	2,405,429	2,445,995	2,472,184	2,527,629	2,548,473												
	改善効果額		1,590	42,156	68,345	123,790	144,634	380,515											
	①有収水量の増加		1,590	22,537	48,463	66,994	87,891	227,475											
	②使用料の適正化																		
	③収納率の向上			19,619	19,882	56,796	56,743	153,040											
	④																		
	改善効果額																		
	管理運営費	5,262,231	5,719,894	6,639,269	5,203,680	4,851,811	4,860,596												
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	5,262,231	5,719,894	6,639,269	5,203,680	4,851,811	4,860,596												
	改善効果額		301	-15,748	-35,969	-55,807	-76,271	-183,495											
⑤職員給与と費の適正化																			
維持管理費(上記以外)の適正化 (維持管理業務の統合・面整備による費用)		301	-15,748	-35,969	-55,807	-76,271	-183,495												
⑥(職員数削減)	212,455	196,197	189,771	189,771	189,771	186,559													
改善効果額		16,258	22,684	22,684	22,684	25,896	110,206												
当初計画改善効果額 合計																			
＜参考＞当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)																			

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入									2,507,062	2,466,492	2,391,291	2,500,267	2,172,436	2,502,874	2,451,335	2,584,270			
		改善効果額										0	0	0	0	0	22,676		22,565	0	
		①有収水量の増加																		0	
		②使用料の適正化														0	22,676	0	22,566	0	
		③収納率の向上																		0	
		その他④()																			
		改善効果額																			
	経営の効率化	管理運営費																			
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの																			
		改善効果額																			
		⑤職員給与費の適正化																			
		維持管理費(上記以外)の適正化()																			
		その他⑥()																			
	改善効果額																				

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあつては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑤の例:建設コストの削減(上・下水共同地上の美池、上法の見直し・技術開発の促進等)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿耐用化(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
 - ・水洗便所設置人口 …………… 10表01行12列
 - ・有収水量 …………… 10表01行52列
 - ・管理運営費 …………… 32表02行05列
 - ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列)÷(有収水量)
 - ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
 - 法適用事業 = 20表01行03列
 - 法非適用事業 = 26表01行03列
 - ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 - 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
 - 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 将来的に旧市町村間で不均一であった使用料体系を統一するうえで、料金算定方法も統一し負担の公平化を進め、使用料の適正化を図っていく。
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	0
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	623,000
A + B + C	623,000
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	605,552

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成22年度中に定員管理計画を策定し、合併による市制施行後の組織機構のあり方について、さらなる検討を加え、必要最小限の退職者補充を図る。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

年度別職員数削減目標

上段：当初計画
下段：延長計画（実績）

（単位：人）

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度） （延長計画前年度）	（計画第4年度） （延長計画初年度）	（計画第5年度） （延長計画2年度）		（延長計画3年度）	（延長計画4年度）	（延長計画5年度）
職員数	1,417 1,398	1,383 1,365	1,351 1,341	1,322 1,304	1,292 1,270		1,292 1,245	1,292 1,204	1,292 1,187
増減数	-17 -36	-34 -33	-32 -24	-29 -37	-30 -34		0 -25	0 -41	0 -17
職員数のうち一般行政職員数	797 837	773 833	755 832	736 813	714 787		714 776	714 751	714 751
増減数	-8 32	-24 -4	-18 -1	-19 -19	-22 -26		0 -11	0 -25	0 0
職員数のうち教育職員数	205 151	200 157	196 144	191 142	187 135		187 131	187 121	187 115
増減数	0 -54	-5 6	-4 -13	-5 -2	-4 -7		0 -4	0 -10	0 -6
職員数のうち警察職員数									
増減数									
職員数のうち消防職員数	202 202	202 201	202 202	202 204	202 207		202 207	202 206	202 205
増減数	0 0	0 -1	0 1	0 2	0 3		0 0	0 -1	0 -1
職員数のうち技能労務職員数	213 208	208 174	198 163	193 145	189 141		189 131	189 126	189 117
増減数	-9 -14	-5 -34	-10 -11	-5 -18	-4 -4		0 -10	0 -5	0 -9

2 年度別目標

(単位：百万円)

区分	課題	項目	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
		実費比率 公債	当初計画の目標値											
			(実績値)											
		地方高債 現	当初計画の目標値											
			(実績値)											
施 策 初 に 計 係 画 に 改 善 上 効 し 果 た 額		人件費(退職手当を除く。)	10,987	11,203	11,033	10,822	10,554	10,319						
		改善効果額		-216	-46	165	433	668	1,004					
		繰出金(公営企業会計に係るもの)	3,208	3,291	3,181	3,142	3,103	3,060						
		改善効果額		-83	27	66	105	148	263					
		行政管理経費(物件費のうち需用費等)	4,127	4,398	4,178	3,969	3,771	4,129						
		改善効果額		-271	-51	158	356	-2	190					
		行政管理経費(補助費等)	4,326	4,257	4,065	3,882	3,707	4,167						
		改善効果額		69	261	444	619	159	1,552					
	当初計画改善効果額 合計									3,009				
	＜参考＞当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									45				
施 策 長 に 計 係 画 に 改 善 上 効 し 果 た 額		人件費(退職手当を除く。)				10,822	10,526	10,114		9,990	9,703	9,584		
		改善効果額					28	205		329	616	735	1,913	
		改善効果額												
		改善効果額												
延長計画改善効果額 合計 A												1,913		
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B												0		
A+B C												1,913		
Cのうち公営企業会計加算分 D												1,913		
(Dの内訳) 公共下水道会計への加算額												1,913		
C-D												0		
＜参考＞補償金免除額(旧資金運用部資金)												0		

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。)